

**安曇野市自治基本条例制定市民会議 各委員の意見及び条例に盛り込む内容(案)**

項目	意見 (会議及びアンケート)	条文に盛り込む内容 (案)	備考
前文	<p>全体</p> <p>簡潔にわかりやすく 端的に安曇野の歴史、文化をまとめていけばわかりやすくなる。 どの条例の条文にも「～北アルプスの～」とあるがいらぬ 自治基本条例がなぜ必要なのかを入れる 5つの町村が合併した思いを入れる</p> <p>【最高規範】を入れるか</p> <p>※入れるべき意見</p> <p>個別条例の代表となる条例である 前文を読んでこの条例の位置付けがわかるためにも必要である 基本となるものが”これ”ということを考えれば前文がよい 最高規範は市としての憲法に等しい。前文に入れ市民に認識してもらわなければならない 個々の条例がある中で、5町村が合併して10周年の節目に作る条例であるから前文がよい 各種条例の最上位にあることを周知するため前文に入れる</p> <p>※入れるべきではない</p> <p>前文と条文をしっかりと作ればあえて文言を入れなくてもわかる 当然自治基本条例は最高規範であるものなのであえて入れる必要はない</p> <p>※目的(条例の位置付け)に入れるべき</p> <p>自治基本条例は最高規範なので前文に入れる必要はない 目的の中で最高規範の中身に少し触れればよい</p> <p>※その他</p> <p>ある程度弾力のある条例でなければ動けなくなる。そのことから最高規範をどうするか。</p> <p>【安曇野の特徴を持たせるか】</p> <p>※特徴を持たせる</p> <p>自然、文化にも触れてほしい 全ての市民がわかりやすい文章、言葉で(同種意見あり) 簡潔に(同種意見あり) 5町村合併に至る歴史、現状を含めること。大筋を謳う。 5町村の合併の目的、課題を記述する(歴史) 誇りを持って住民が暮らせるものにしたい</p> <p>※一般的なかたちでよい</p> <p>精神的な側面を盛り込む 短くてよいと思う</p> <p>※その他</p> <p>わかりやすいということが大事</p>	<p>【安曇野の地理的条件、自然環境】 雄大な北アルプスに生まれ…。…扇状地。自然豊かな環境…。…水と緑と光の郷 安曇野。 【安曇野の歴史・文化(先人たちが築いた歴史・文化)】 先人たちのたゆまぬ努力により…。先人たちが築き上げた歴史や文化…。安曇族に由来…。 先人たちが守り育てた自然、歴史・文化を次世代に引き継がなければいけません。</p> <p>【町村合併】 平成17年10月1日5町村の合併により誕生…。 自己決定、自己責任…。一体感の醸成…。市民と行政の協働による住みやすい地域づくり…。</p> <p>【社会情勢】 少子高齢化の進行や人口減少…。地方分権社会の進展により…。地域課題が多様化、複雑化…。</p> <p>【目指す方向性】 自らの意志と責任により…。積極的にまちづくりに参加…。協働によるまちづくり…。 住んで良かったと思える地域…。安曇野に誇りと責任を持って…。</p> <p>【条例の制定(結び)】 自治の基本理念として…。自治の基本理念を明らかにして…。自治の最高規範として…。 …条例を制定します。</p>	<p>簡潔にする 分かりやすい表現にする</p> <p>「最高規範」の文言を入れ込む意義(三鷹市) ・憲法と法律の関係のように、自治基本条例が最高規範であれば、他の条例はこの条例に違反する規定は無効であり、今後制定される条例も自治基本条例と整合をとることになる。逆に他の条例により自治基本条例が簡単に変更するようでは最高規範とは言えない。</p>
		<p>アンケート結果(19人) 【最高規範】をどこに盛り込むか ①前文に 13人 ②目的に 4人 ③どこでもよい 1人 ④わからない 1人</p>	<p>アンケート結果(19人) 【安曇野の特徴】を持たせるか ①持たせる 15人 ②一般的でよい 3人 ③どちらでもよい 1人</p>

総則	目的	この条例は、本市の自治の基本理念及び基本原則を明らかにし…。 この条例は、本市のまちづくりに関する基本的な事項を定めるもの…。 市民、市議会及び市の役割や責任を明らかにし…。 市政運営の基本的事項を定めるものとし…。 市民主体のまちづくりを目指して…。 自治の実現を図ることを目的として…。 活力ある地域社会の実現を目的として…。	
	条例の位置付け	この条例は、本市の自治の基本を定めるもの…。 この条例は、本市の自治及び市政に関する基本的な原則を定めるもの…。 この条例は、自治に関する最高規範であり…。	
	定義 ※市民	<p>安曇野市に直接かわる人 地域社会を構成する構成員 市内に住み、または市内で働き、学び、もしくは活動する人 条文の内容によって対象が異なってくる 範囲に幅を持たせるべき 定住外国人を含む</p> <p>アンケート結果(19人) 誰を市民とするか ①住民票のある人 18人 ②市に通勤する人 16人 ③市に通学する人 16人 ④市を拠点とする企業 16人 ⑤市に事業所(支店等)持つ企業 15人 ⑥市で活動する団体 13人 ⑦市に土地を所有する人 7人</p>	<p>【市民】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に居住する者(定住外国人を含む)</li> <li>・市内に通勤し、または通学する者</li> <li>・市内で事業活動、またはその他の活動する個人または団体</li> </ul> <p>【住民】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の区域内に住所を有する者(定住外国人を含む)</li> </ul> <p>【区民】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市区長会に属する区(83区)に加入している者(区の法的根拠はない)</li> <li>・区加入世帯については、各区の規約等によって定める。</li> </ul>

市総務部総務課文書法規担当との確認  
木村先生のご指導のとおり、最高規範である自治基本条例で「市民」を定義すると、他の個々の条例の市民の定義にも反映するとのこと。  
ただし、他の個々の条例において、市民の定義を謳っている場合、「この条例においては…」としているため最高規範とする自治基本条例で市民の定義を規定してもその条例には反映しない。また、「市民」を定義づけしていないで「市民」が条文にある条例もあるが、この場合、自治基本条例の「市民の定義」にこの条例だけの定義である文言を入れることで、他の条例に反映しないとのこと。

**安曇野市自治基本条例制定市民会議 各委員の意見及び条例に盛り込む内容(案)**

項目		意見 (会議及びアンケート)	条文に盛り込む内容(案)	備考
総則	定義			
	※市の執行機関		【市の執行機関】 ・市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価委員会をいいます。	
	※地域コミュニティ(区)	次回審議		
	※まちづくり		【まちづくり】 ・地域が抱える課題を解決する ・暮らしやすい地域社会を実現するための取組を行う ・魅力あふれる安曇野市とする活動	
	※協働		【協働】 ・自立した主体同士が、互いの自主性を尊重し、対等な立場で相互に連携し、協力し合う ・異なる主体同士が、様々な地域課題解決のため、役割分担を明確にし、連携・協力し合う	市協働のまちづくり推進基本方針による定義 協働のまちづくりは、私たち一人ひとりが心豊かに幸せに暮らすため、環境や考え方が異なる主体同士が、目的や課題を共有し、それぞれの特性を活かし、主体的・自発的に、役割を担い合い、対等な立場で連携することです。
	※自治		【自治】 ・市民が主体的に市政へ参加し…。 (参加)か(参画)か ・市民が自分の意志と責任に基づき決定する…。 ・市民が公共的活動に積極的に参加し…。 ・市民が主体的にまちづくりの推進を行い…。	
	自治の基本原則		【自治の基本原則】 ・自治の基本原則は、次のとおりとします。 <input type="checkbox"/> 市民主体の原則 ・市民一人ひとりが主体となって…。 ・お互いを尊重し合い…。 ・地域社会の一員として…。 ・それぞれの個性や能力を発揮する…。 <input type="checkbox"/> 参加の原則 ・市民に市政への参加の機会を保障…。 ・企画立案、実施及び評価など市政全般に関わる機会を保障…。 <input type="checkbox"/> 協働の原則 ・市民、市議会及び市が、それぞれの役割と責任のもと、協働してまちづくりを推進…。 <input type="checkbox"/> 情報共有の原則 ・市政についての情報が市民に公開され…。 ・市民、市議会及び市は情報を共有し…。 ・市民は、市政についての情報の提供を受け、自ら取得する権利を有す…。 <input type="checkbox"/> 人権尊重の原則(市民主体の原則でカバーできることも) ・市民は相互に認め合い…。 ・互いの人権を尊重し…。	

**安曇野市自治基本条例制定市民会議 各委員の意見及び条例に盛り込む内容(案)**

項目	意見 (会議及びアンケート)	条文に盛り込む内容 (案)	備考
市民の役割	市政運営に参加する 健康でない方や障がいのある方も市政運営に参加する。	【市民の役割(責務)】 ・まちづくりの主体として、まちづくりへ参加する…。 ・地域社会の発展に寄与する…。 ・市政へ関心を持つ…。 ・市政に関わる情報を積極的に取得する…。 ・自らの発言と行動に責任を持つ…。 (・行政サービスに必要な経費について、応分の負担をする…) (・納税の義務を負う…。)	
市民の権利		【市民の権利】 ・まちづくりに参加する…。 ・市政に関する情報を知る…。 ・市政サービスを等しく受ける…。	
市の執行機関の役割	市民が市政に参加しやすい工夫、配慮を盛り込む。(同意見あり) 専門のまちづくりスタッフの配置及び養成を。 市民参加の手続き、仕組みについて。 職員は市民とともにまちづくりを進める。 職員はまちづくり推進のコーディネーター役である。 子ども、外国人など参加しにくい人々に対しても参加できる仕組みを。  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">                         アンケート結果(19人)                          市の執行機関の役割をどこに盛り込むか                          ①「市の執行機関の役割」の項目を設け、                          その中で 12人                          ②「市政運営」の項目の中で 6人                          ③どこでもよい 1人                     </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">                         アンケート結果(19人)                          市の執行機関で市民が参加しやすい工夫・配慮を求めるか                          ①明記すべき 18人                          ②明記しない 0人                          ③どちらでもない 1人                     </div> (市民が参加しやすい工夫・配慮を求めるか) いろいろな方法がどんな形で参加できるのか明記するとわかりやすい障がい者、外国人等にも配慮してほしい	【市長の役割と責務】 ・市民の信託に応え…。 ・市の代表者として…。 ・公正かつ誠実に市政を運営する…。 ・本市の自治を推進する…。 ・選挙時の公約を総合計画に反映する…。 ・必要な財源の確保に努める…。 (・グローバルな視野を持った市政運営…) (・市民の声を市政に反映する…) (・市政のかじ取り役としてリーダーシップを反映する…)  【職員の責務】 ・全体の奉仕者として…。 ・誠実かつ公正に職務を遂行…。 ・市民との信頼関係を構築する…。 ・職務の遂行に必要な知識と能力の向上に努める…。 ・市民の視点に立って…。 ・市民ニーズに的確に対応する…。 ・市民の一員として、まちづくりに積極的に参加する…。  【市の執行機関の責務】 ・市民の福祉向上…。 ・協働のまちづくり…。 ・公正かつ誠実に職務の執行に当たる…。 ・事務を適正に管理、執行する…。 ・市民相互の連携が常に図られるように努める…。 (・コスト意識を持って…) (・市民にわかりやすく丁寧に親切な説明…)	市民、市の執行機関及び市議会の役割についてはバランスを取る。(役割のボリュームは等しく)
議会の役割と責務	議会の役割と責務 ※議会基本条例との関係  議会基本条例の内容を盛り込むのは前文の中でよい  (「市議会の役割と責務」はどの程度の内容を盛り込むか) 議会基本条例はほとんど知らないという現実から、これを見ればわかるものにすべき。  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">                         アンケート結果(19人)                          「市議会の役割と責務」はどの程度の内容を盛り込むか                          ①議会基本条例と重複しないよう、基本的な事項だけに 16人                          ②議会基本条例と重複しても、ある程度踏み込んだ内容にする 3人                     </div>	【議会の役割と責務】 ・市民の代表機関として…。 ・市民の意見が的確に反映…。 ・意思決定機関として…。 ・適正な行政運営の確保に努める…。 ・事案の決定、市政の監視及びけん制を行う…。 ・政策立案及び政策提言による政策形成機能を…。 ・調査研究活動に努める…。 ・効率的な議会運営に努める…。 ・情報を積極的に提供する…。  【議員の責務】 ・市民の信託に応え…。 ・市民の代表として…。 ・議会機能を発揮させる…。 ・誠実かつ公正に職務を遂行する…。	